

消防危第107号
平成25年7月4日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第71号。以下「改正指定省令」という。）が本日公布されました。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）第1条及び第2条の表に定める物質（以下「指定物質」という。）を追加するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 指定物質の追加に関する事項

改正指定省令第1条の表に「2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。）」及び「ヘキサキス（ β , β -ジメチルフエネチル）ジスタンノキササン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤」を追加したこと。

改正指定省令第2条の表に「2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）50%以下を含有する製剤」、「メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤」及び「2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤」を追加したこと。

2 施行期日

施行期日は、平成26年2月1日とされたこと。

○総務省令第七十一号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月四日

総務大臣 新藤 義孝

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。
第一条の表を次のように改める。

(一) 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤

三〇キロ
グラム

(二)	五塩化りん及びこれを含む製剤
(三)	三塩化ほう素及びこれを含む製剤
(四)	三塩化りん及びこれを含む製剤
(五)	三ふっ化ほう素及びこれを含む製剤
(六)	シアン化水素を含む製剤
(七)	シアン化ナトリウムを含む製剤
(八)	シアン化亜鉛及びこれを含む製剤
(九)	シアン化カリウム及びこれを含む製剤
(十)	シアン化銀及びこれを含む製剤
(十一)	シアン化第一金カリウム及びこれを含む製剤

<p>(十二) シアン化第一銅及びこれを含む製剤</p>	<p>(十三) シアン化第二水銀及びこれを含む製剤</p>	<p>(十四) シアン化銅酸カリウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(十五) シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(十六) 二・三―ジシアノ―・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含む製剤（二・三―ジシアノ―・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含むものを除く。）</p>	<p>(十七) 塩化第二水銀及びこれを含む製剤</p>	<p>(十八) 酸化第二水銀及びこれを含む製剤（酸化第二水銀五%以下を含むものを除く。）</p>	<p>(十九) 硫セレン化カドミウム及びこれを含む製剤</p>
------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	--	-----------------------------	--	---------------------------------

(二十)	亜ひ酸及びこれを含む製剤
(二十一)	三塩化ひ素及びこれを含む製剤
(二十二)	ひ化水素及びこれを含む製剤
(二十三)	ひ酸及びこれを含む製剤
(二十四)	ふつ化水素を含む製剤
(二十五)	ヘキサキス(β・βジメチルフエネチル)ジスタンノキサソ フエンブタズ)及びこれを含む製剤
(二十六)	ホスゲン及びこれを含む製剤
(二十七)	メチルメルカプタン及びこれを含む製剤
(二十八)	モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含む製剤

第二条の表を次のように改める。

(二十九)	りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
(三十)	りん化水素及びこれ含有する製剤

(一)	塩化亜鉛	二〇〇キ
(二)	酢酸亜鉛	ログラム
(三)	硫酸亜鉛	
(四)	りん酸亜鉛	
(五)	アクリルアミド及びこれ含有する製剤	
(六)	五塩化アンチモン及びこれ含有する製剤	

(七)	三酸化アンチモン
(八)	酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤
(九)	アンモニアを含有する製剤（アンモニア三〇％以下を含有するものを除く。）
(十)	一水素二ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
(十一)	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤
(十二)	塩化水素を含有する製剤（塩化水素三六％以下を含有するものを除く。）
(十三)	塩素
(十四)	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
(十五)	酸化カドミウム
(十六)	硝酸カドミウム

(十七)	硫化カドミウム
(十八)	クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤
(十九)	クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤
(二十)	クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。）
(二十一)	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤
(二十二)	クロルピクリンを含有する製剤
(二十三)	クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。）
(二十四)	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤

<p>(二十五) 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十六) けいふつ化水素酸を含む製剤</p>	<p>(二十七) けいふつ化カリウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十八) けいふつ化ナトリウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十九) けいふつ化マグネシウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(三十) 五酸化バナジウム（溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含む製剤（五酸化バナジウム（溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇%以下を含むものを除く。）</p>	<p>(三十一) 二・三―ジシアノー―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇%以下を含む製剤</p>	<p>(三十二) 四塩化炭素を含む製剤</p>
------------------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---	--	-------------------------

(三十三) ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含むものを除く。)

(三十四) 塩化第一すず

(三十五) 塩化第二すず

(三十六) 硫酸第一すず

(三十七) 塩化第一銅

(三十八) 塩化第二銅

(三十九) 硫酸銅

(四十) 一酸化鉛

(四十一) 塩基性けい酸鉛

(四十二)	けい酸鉛
(四十三)	酢酸鉛
(四十四)	三塩基性硫酸鉛
(四十五)	シアナミド鉛
(四十六)	ステアリン酸鉛
(四十七)	鉛酸カルシウム
(四十八)	二塩基性亜硫酸鉛
(四十九)	二塩基性亜りん酸鉛
(五十)	二塩基性ステアリン酸鉛
(五十一)	二酸化鉛

(五十二)	塩化バリウム
(五十三)	カルボン酸のバリウム塩
(五十四)	水酸化バリウム
(五十五)	炭酸バリウム
(五十六)	チタン酸バリウム
(五十七)	ふっ化バリウム
(五十八)	メタホウ酸バリウム
(五十九)	オルトフェニレンジアミン
(六十)	メタフェニレンジアミン

<p>(六十一) ブロム水素を含有する製剤</p>	<p>(六十二) ブロムメチルを含有する製剤</p>	<p>(六十三) 一―ブロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤</p>	<p>(六十四) ほうふつ化水素酸</p>	<p>(六十五) ほうふつ化カリウム</p>	<p>(六十六) ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>(六十七) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>(六十八) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）</p>	<p>(六十九) ニ―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する</p>
---------------------------	----------------------------	---	-----------------------	------------------------	---	---------------------------------------	--	--

製剤	(七十) 硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）	(七十二) りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）

附 則

この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）

改正案					現行				
<p>（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第一条 危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>					<p>（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第一条 危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>				
（一） 製剤	（二） 剤	（三） 製剤	（四） 剤	（五） 製剤	（一） 製剤	（二） 剤	（三） 製剤	（四） 剤	（五） 製剤
塩化ホスホリル及びこれを含む製剤					塩化ホスホリル及びこれを含む製剤				
五塩化りん及びこれを含む製剤					五塩化りん及びこれを含む製剤				
三塩化ほう素及びこれを含む製剤					三塩化ほう素及びこれを含む製剤				
三塩化りん及びこれを含む製剤					三塩化りん及びこれを含む製剤				
三ふっ化ほう素及びこれを含む製剤					三ふっ化ほう素及びこれを含む製剤				
三〇キログラム					三〇キログラム				

(六)	シアン化水素を含有する製剤
(七)	シアン化ナトリウムを含有する製剤
(八)	シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤
(九)	シアン化カリウム及びこれを含有する製剤
(十)	シアン化銀及びこれを含有する製剤
(十一)	シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤
(十二)	シアン化第一銅及びこれを含有する製剤
(十三)	シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤
(十四)	シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤
(十五)	シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

(六)	シアン化水素を含有する製剤
(七)	シアン化ナトリウムを含有する製剤
(八)	シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤
(九)	シアン化カリウム及びこれを含有する製剤
(十)	シアン化銀及びこれを含有する製剤
(十一)	シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤
(十二)	シアン化第一銅及びこれを含有する製剤
(十三)	シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤
(十四)	シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤
(十五)	シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

(十六)	二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。）
(十七)	塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
(十八)	酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀五％以下を含有するものを除く。）
(十九)	硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤
(二十)	亜ひ酸及びこれを含有する製剤
(二十一)	三塩化ひ素及びこれを含有する製剤
(二十二)	ひ化水素及びこれを含有する製剤
(二十三)	ひ酸及びこれを含有する製剤
(二十四)	ふっ化水素を含有する製剤

(十六)	塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
(十七)	酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀五％以下を含有するものを除く。）
(十八)	硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤
(十九)	亜ひ酸及びこれを含有する製剤
(二十)	三塩化ひ素及びこれを含有する製剤
(二十一)	ひ化水素及びこれを含有する製剤
(二十二)	ひ酸及びこれを含有する製剤
(二十三)	ふっ化水素を含有する製剤
(二十四)	ホスゲン及びこれを含有する製剤

<p>(二十五) ヘキサキス(β・β―ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタスズ)及びこれを含有する製剤</p>	<p>(二十六) ホスゲン及びこれを含有する製剤</p>	<p>(二十七) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤</p>	<p>(二十八) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>(二十九) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤</p>	<p>(三十) りん化水素及びこれを含有する製剤</p>

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)

第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

<p>(二十五) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤</p>	<p>(二十六) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>(二十七) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤</p>	<p>(二十八) りん化水素及びこれを含有する製剤</p>

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)

第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(一)	塩化亜鉛
(二)	酢酸亜鉛
(三)	硫酸亜鉛
(四)	りん酸亜鉛
(五)	アクリルアミド及びこれを含む製剤
(六)	五塩化アンチモン及びこれを含む製剤
(七)	三酸化アンチモン
(八)	酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含む製剤
(九)	アンモニアを含む製剤（アンモニア三〇％以下を含むものを除く。）
(十)	一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含む製剤
(十一)	エチレンオキシド及びこれを含む製剤
(十二)	塩化水素を含む製剤（塩化

二〇〇キ
ログラム

(一)	塩化亜鉛
(二)	酢酸亜鉛
(三)	硫酸亜鉛
(四)	りん酸亜鉛
(五)	アクリルアミド及びこれを含む製剤
(六)	五塩化アンチモン及びこれを含む製剤
(七)	三酸化アンチモン
(八)	酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含む製剤
(九)	アンモニアを含む製剤（アンモニア三〇％以下を含むものを除く。）
(十)	一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含む製剤
(十一)	エチレンオキシド及びこれを含む製剤
(十二)	塩化水素を含む製剤（塩化

二〇〇キ
ログラム

	水素三六%以下を含有するものを除く。
(十三)	塩素
(十四)	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
(十五)	酸化カドミウム
(十六)	硝酸カドミウム
(十七)	硫化カドミウム
(十八)	クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤
(十九)	クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤
(二十)	クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)
(二十一)	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤
(二十二)	クロルピクリンを含有する製剤

	水素三六%以下を含有するものを除く。
(十三)	塩素
(十四)	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
(十五)	酸化カドミウム
(十六)	硝酸カドミウム
(十七)	硫化カドミウム
(十八)	クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤
(十九)	クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤
(二十)	クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)
(二十一)	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤
(二十二)	クロルピクリンを含有する製剤

(二十三) クロルメチルを含有する製剤 (容量三〇〇ミリリットル以下の容器に 収められた殺虫剤であつて、クロルメチ ル五〇%以下を含有するものを除く。)	(二十四) クロロアセチルクロライド及 びこれを含有する製剤	(二十五) ニークロロニトロベンゼン及 びこれを含有する製剤	(二十六) けいふつ化水素酸を含有する 製剤	(二十七) けいふつ化カリウム及びこれ を含有する製剤	(二十八) けいふつ化ナトリウム及びこ れを含有する製剤	(二十九) けいふつ化マグネシウム及び これを含有する製剤	(三十) 五酸化バナジウム(熔融した五 酸化バナジウムを固形化したものを除く 。)及びこれを含有する製剤(五酸化バ ナジウム(熔融した五酸化バナジウムを 固形化したものを除く。)一〇%以下を 含有するものを除く。)
---	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---

(二十三) クロルメチルを含有する製剤 (容量三〇〇ミリリットル以下の容器に 収められた殺虫剤であつて、クロルメチ ル五〇%以下を含有するものを除く。)	(二十四) クロロアセチルクロライド及 びこれを含有する製剤	(二十五) ニークロロニトロベンゼン及 びこれを含有する製剤	(二十六) けいふつ化水素酸を含有する 製剤	(二十七) けいふつ化カリウム及びこれ を含有する製剤	(二十八) けいふつ化ナトリウム及びこ れを含有する製剤	(二十九) けいふつ化マグネシウム及び これを含有する製剤	(三十) 五酸化バナジウム(熔融した五 酸化バナジウムを固形化したものを除く 。)及びこれを含有する製剤(五酸化バ ナジウム(熔融した五酸化バナジウムを 固形化したものを除く。)一〇%以下を 含有するものを除く。)
--	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---

(三十一)	二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン) 五〇%以下を含有する製剤
(三十二)	四塩化炭素を含有する製剤
(三十三)	ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。)
(三十四)	塩化第一すず
(三十五)	塩化第二すず
(三十六)	硫酸第一すず
(三十七)	塩化第一銅
(三十八)	塩化第二銅
(三十九)	硫酸銅
(四十)	一酸化鉛
(四十一)	塩基性けい酸鉛
(四十二)	けい酸鉛

(三十一)	四塩化炭素を含有する製剤
(三十二)	ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。)
(三十三)	塩化第一すず
(三十四)	塩化第二すず
(三十五)	硫酸第一すず
(三十六)	塩化第一銅
(三十七)	塩化第二銅
(三十八)	硫酸銅
(三十九)	一酸化鉛
(四十)	塩基性けい酸鉛
(四十一)	けい酸鉛
(四十二)	酢酸鉛

(四十三)	酢酸鉛
(四十四)	三塩基性硫酸鉛
(四十五)	シアナミド鉛
(四十六)	ステアリン酸鉛
(四十七)	鉛酸カルシウム
(四十八)	二塩基性亜硫酸鉛
(四十九)	二塩基性亜りん酸鉛
(五十)	二塩基性ステアリン酸鉛
(五十一)	二酸化鉛
(五十二)	塩化バリウム
(五十三)	カルボン酸のバリウム塩
(五十四)	水酸化バリウム
(五十五)	炭酸バリウム
(五十六)	チタン酸バリウム
(五十七)	ふっ化バリウム

(四十三)	三塩基性硫酸鉛
(四十四)	シアナミド鉛
(四十五)	ステアリン酸鉛
(四十六)	鉛酸カルシウム
(四十七)	二塩基性亜硫酸鉛
(四十八)	二塩基性亜りん酸鉛
(四十九)	二塩基性ステアリン酸鉛
(五十)	二酸化鉛
(五十一)	塩化バリウム
(五十二)	カルボン酸のバリウム塩
(五十三)	水酸化バリウム
(五十四)	炭酸バリウム
(五十五)	チタン酸バリウム
(五十六)	ふっ化バリウム
(五十七)	メタホウ酸バリウム

(五十八)	メタホウ酸バリウム
(五十九)	オルトフェニレンジアミン
(六十)	メタフェニレンジアミン
(六十一)	ブロム水素を含有する製剤
(六十二)	ブロムメチルを含有する製剤
(六十三)	一―ブロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
(六十四)	ほうふつ化水素酸
(六十五)	ほうふつ化カリウム
(六十六)	ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。）
(六十七)	メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
(六十八)	メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）

(五十八)	オルトフェニレンジアミン
(五十九)	メタフェニレンジアミン
(六十)	ブロム水素を含有する製剤
(六十一)	ブロムメチルを含有する製剤
(六十二)	一―ブロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
(六十三)	ほうふつ化水素酸
(六十四)	ほうふつ化カリウム
(六十五)	ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。）
(六十六)	メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）
(六十七)	硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）
(六十八)	りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）

有するものを除く。)

(六十九) ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含む製剤

(七十) 硫酸を含む製剤(硫酸六〇%以下を含むものを除く。)

(七十一) リン化亜鉛を含む製剤(リン化亜鉛一%以下を含むものを除く。)

く。)